

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件
 新旧対照条文

◎厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示
 第四百十号）（抄）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案			現 行		
別表一			別表一		
	薬 劑	診断群分類番号		薬 劑	診断群分類番号
1～20	(略)	(略)	1～20	(略)	(略)
21	ベバシズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年6月14日及び同年11月22日に、旧薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	(略)	21	ベバシズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成25年6月14日及び11月22日に、旧薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	(略)
22～73	(略)	(略)	22～73	(略)	(略)
74	リパピリン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	060295xx97x0xx 060295xx97x1xx 060295xx99x0xx 060295xx99x1xx	(新規)		
75	エリグルスタット酒石酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	100335xx97x0xx 100335xx97x1xx 100335xx99x00x 100335xx99x01x 100335xx99x1xx	(新規)		
76	レンパチニブメシル酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	100020xx97x1xx 100020xx99x1xx	(新規)		
77	ポマリドミド（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	130040xx97x5xx 130040xx99x50x 130040xx99x51x	(新規)		
78	ソホスプリル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	060295xx97x0xx 060295xx97x1xx 060295xx99x0xx 060295xx99x1xx	(新規)		
		060020xx01x3xx 060020xx01x4xx 060020xx02x3xx	(新規)		

79	ラムシルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	060020xx03x3xx	
		060020xx03x4xx	
		060020xx04x3xx	
		060020xx97x2xx	
		060020xx97x3xx	
		060020xx97x4xx	
		060020xx99x2xx	
		060020xx99x30x	
		060020xx99x31x	
		060020xx99x40x	
060020xx99x41x			
80	コリスチンメダンスルホン酸ナトリウム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号	(新規)
81	カトリデカコグ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号	(新規)